白井市立大山口小学校長

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

医療機関等の指示により療養をし、要請の期間が経過しお子様を登校させる場合に は、下記の報告書に記入し持参の上登校させてください。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合

<療養期間(出席停止扱い)>

発症日の翌日から5日間が経過し、かつ、症状軽快後24時間経過したこと。 ただし、発症から10日を経過するまでは、感染リスクが残存するため、マスクの着用等の感染予防行動が推奨されます。

新型コロナウイルス感染症 経過観察報告書

学校長 様

下記のとおり出席停止期間が過ぎ、感染のおそれがなくなったため、本日より登校させます。

なお、医師の診断や療養の期間は次のとおりでした。

1	診断年月日	令和	年	月	日					
2	検査日	令和	年	月	且					
3	医療機関名 ※医療機関にかか	ってい	ない場	 合は記	2人不要					
4	療養の期間(発症日の	り翌日か	ら5日	間)	月	B	_~	月	日	
5	症状軽快となった日 ※症状軽快とは、角 る場合をいう。	解熱剤を	使用せ	ずに解	<u>月</u> 熱してお	<u>日</u> らり、呼吸	'器症'	伏が改善	善傾向	であ
			令和	年	月	日				
				年	組	氏名				
		,	保護者」	壬名						印